

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 日

登録事業所代表者 様

従事者研修登録機関
(一社) 北海道ビルメンテナンス協会
会 長 岡 田 知 己

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 に基づく事業の登録制度（以下「登録制度」という。）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号。以下「通知」という。）等に基づき取り扱われているところでありますが、今般の国内の新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、登録制度の登録基準における監督者等（清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃作業監督者、貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者及び空調給排水管理監督者をいい、水質検査実施者を除く。以下同じ。）として登録されている方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により当該資格を更新するための再講習の受講ができず（注）、監督者等の要件を満たさなくなるケースも想定されるような状況にあるため、このような場合は、通知中「第 3 登録基準」の「2 留意事項」の「（1）登録業全体について」のケにおける、「やむを得ない事情」に該当する場合もあると考えられるので、柔軟に対応して差し支えない旨、別添のとおり、北海道保健福祉部から厚生労働省事務連絡を添付のうえ事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

（注）講習会が中止となり受講できない場合や、事業者から再講習の受講を控えるよう指示がある場合等が考えられます。

（担当：嶋田 TEL：011-615-1100）